

●運用内容

次の表の右欄に掲げる規定については、同表の左欄に掲げる規定のように運用する。

鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領（令和4年3月31日付第202100319756号 県土整備部長通知）

運 用	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(定義) 第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例及び次に定めるところによる。 <u>・主たる担当技術者 簡便型総合評価入札の加点対象となる業務実績において、当該業務に従事したことを認める者として予め定めた担当技術者</u></p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>(入札状況等の公表) 第11条 入札執行者は、第7条の規定により落札者を決定したときの入札状況を入札情報HPに登録し、公表するものとする。</p> <p>(入札結果に係る疑義の申出) 第12条 総合評価競争入札の参加者は、入札結果に疑義があるときは、<u>落札決定を保留した旨の通知を受けた日</u>の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求める旨の申出をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第13条～第14条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義) 第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>(入札状況等の公表) 第11条 入札執行者は、<u>第10条の規定により落札決定を保留したときの入札状況及び</u>第7条の規定により落札者を決定したときの入札状況を入札情報HPに登録し、公表するものとする。</p> <p>(入札結果に係る疑義の申出) 第12条 総合評価競争入札の参加者は、入札結果に疑義があるときは、<u>前条の規定に基づき入札情報が公表された日（当該日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下この条において「休日」という。）である場合は、その翌日以降で休日に当たらない日とする。）</u>の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求める旨の申出をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第13条～第14条 略</p>

運 用

現 行

注) 簡便型

1～3 略

4 配置技術者（管理技術者等）の「同種業務における配置技術者として成績評定点 85 点以上の業務件数」及び配置技術者（照査技術者）の「同種業務における配置技術者として成績評定点 85 点以上の業務の有無」とは、過去 5 年間に県が発注した業務のうち、調達公告で定める別表第 2 の業務分野の小分類から選択した業務項目ごとに配置技術者として従事した業務（管理技術者においては主たる担当技術者、主任担当者においては主たる担当技術者として従事した業務を含む。）において、管理技術者等においては成績評定点 85 点以上の業務件数、照査技術者においては成績評定点 85 点以上の業務の有無をいうものとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社と同じであることを必要としない。

5～16 略

17 管理技術者（主任担当者）として 85 点以上の実績とする対象業務は「主たる担当技術者」または「管理技術者（主任担当者）」として実施したものとし、取り扱いについて下表のとおりとする。

時期	受注者	発注者
配置技術者選任通知	担当技術者は記載しない	
業務計画書	業務内容を精査し、「主たる部分」及び打合せに携わる者を担当技術者に定め、担当技術者のうち、誰が主たる担当技術者であるか明確にする（3人まで）	複数配置する場合は、主たる担当技術者を指定してあるか確認する
実績報告	業務が完了したときは、「担当技術者の実績報告書」を提出する	記載内容を確認し、署名等を行う
テクリス	従事状況を確認の上、業務計画書に記載の者の中から発注者に登録確認依頼・登録を行う	登録確認依頼書に記載の配置技術者（担当、管理、照査）が業務計画書に記載されて

注) 簡便型

1～3 略

4 配置技術者（管理技術者等）の「同種業務における配置技術者として成績評定点 85 点以上の業務件数」及び配置技術者（照査技術者）の「同種業務における配置技術者として成績評定点 85 点以上の業務の有無」とは、過去 5 年間に県が発注した業務のうち、調達公告で定める別表第 2 の業務分野の小分類から選択した業務項目ごとに配置技術者として従事した業務（管理技術者においては担当技術者、主任担当者においては担当技術者として従事した業務を含む。）において、管理技術者等においては成績評定点 85 点以上の業務件数、照査技術者においては成績評定点 85 点以上の業務の有無をいうものとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社と同じであることを必要としない。

5～16 略

運 用		現 行
	いる者であるか確認の上、 署名等を行う	
<u>※主たる担当技術者は、担当する業務の打合せに原則、出席すること。</u>		

この運用は、令和8年4月1日以降に公告する測量等業務について適用する。

「積算誤りが見つかった場合の入札・契約手続きにおける取扱いについて」の改定について（平成 29 年 3 月 29 日付第 201600197509 号 県土整備部長通知）

運 用	現 行
<p>1 各段階での取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応札期間の初日～契約締結前 開札日の午後 4 時までに入札参加者から発注者に対して当該入札結果に対する説明を求める書類が提出され、積算誤りが見つかった場合又は発注者のチェックにより積算誤りが見つかった場合は、原則として調達公告のやり直しを行う。 ただし、以下に掲げる条件を全て満たし、軽易な積算誤りで、入札・契約の公平性確保が可能と発注者が認めた場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札順位に変更がない。 ・本来の予定価格とすることにより、低価格落札となる場合に必要な技術者が配置可能。 <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 各段階での取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応札期間の初日～契約締結前 開札後から開札日の翌日（鳥取県の休日を定める条例定める県の休日を除く。）の午後 4 時までに入札参加者から発注者に対して当該入札結果に対する説明を求める書類が提出され、積算誤りが見つかった場合又は発注者のチェックにより積算誤りが見つかった場合は、原則として調達公告のやり直しを行う。 ただし、以下に掲げる条件を全て満たし、軽易な積算誤りで、入札・契約の公平性確保が可能と発注者が認めた場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札順位に変更がない。 ・本来の予定価格とすることにより、低価格落札となる場合に必要な技術者が配置可能。 <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

この運用は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告する測量等業務について適用する。